

# 国民健康保険

お問合せ  
 国保年金課国保係  
 ☎029-885-0340  
 (内線)116

## 70歳以上の方がお持ちの 高齢受給者証を 郵送します

国民健康保険に加入している70歳以上の方がお持ちの高齢受給者証(青色のカード)は、毎年8月で新しいカードに切り替わります。対象者には8月から使える新しいカードを7月下旬に郵送します。

## 高齢受給者証の使い方

被保険者証と一緒に医療機関の窓口で提示すると、自己負担割合が2割※(現役並み所得者に該当する方については3割)で医療を受けることができます。

※特例措置により、2割に該当する方のうち昭和19年4月1日までに生まれた方は1割負担になります。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

住民税が課税されていない世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。この認定証を被保険者証と一緒に医療機関等の窓口で提示すると、1カ月の自己負担限度額等が減額になります。

※国民健康保険税に滞納がない方が対象。現在認定証をお持ちの方も8月以降分は新たに申請が必要です。

## 70歳以上の方の 高額療養費の自己負担限度額が変わります

1カ月に医療機関等に支払った自己負担額が決められた上限額を超えた場合、その超えた分が高額療養費として支給されますが、70歳以上の方については上限額が平成29年8月より下表のとおり変更となります。

### 【所得区分】

- ◎現役並み所得者 課税所得14.5万円以上の方
- ◎一般 課税所得14.5万円未満の方
- ◎住民税非課税
- ・区分Ⅰ 年金収入80万円以下の方等
- ・区分Ⅱ 区分Ⅰ非該当の方

平成29年8月以降の自己負担限度額 (70歳以上)

青字の部分が変更箇所

所得区分	外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	57,600円 改正前44,400円	80,100円+(医療費-267,000円)×1%(多数回44,400円)
一般	14,000円(年間上限144,000円)	57,600円(多数回44,400円)
区分Ⅱ	8,000円 改正前12,000円	24,600円 改正前44,400円(多数回なし)
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※多数回は、過去12カ月に4回以上、高額療養費の支給があった場合の4回目以降の額となります。

## 平和の尊さ ともに考えましょう

核兵器のない平和な世界は、私たちすべての願いです。村では昭和63年に「非核平和美浦村宣言」を行い、以来、推進協議会を設置し、非核平和パネル展、広島市の平和記念式典派遣等の活動を行っています。今年も協議会では、次の事業を実施します。この機会にもう一度、平和の尊さについて考えてみましょう。



### 【広島市平和記念式典派遣】

◇日程 8月5日～7日  
 \*小学生・保護者等を派遣

### 【非核平和パネル展】

◇期間 8月1日(火)～8月15日(火)  
 ◇場所 美浦村中央公民館  
 美浦トレーニング・センター厚生会館

### 非核平和美浦村宣言推進協議会

事務局 役場総務課 ☎029-885-0340(内線205)

## 美浦村子ども議会を開催します

次代を担う美浦中学校の生徒が、1日だけ美浦村の子ども議員になり、村の執行部に対して一般質問を行います。質問内容は、子ども議員自身が中学生の目線や発想で村の将来を考え、準備したものです。ぜひ傍聴にお越しください。



- ◇日時 7月24日(月) 午前9時～正午(予定)
- ◇場所 役場3階 美浦村議会議場
- ◇傍聴 どなたでも傍聴できます  
 ※傍聴席は30席先着順です。
- ◇主催 美浦村議会
- ◇問合せ 美浦村議会事務局  
 ☎029-885-0340(内線301・302)